

都市計画法第34条の2第1項の規定により協議成立した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成23年3月18日

京都市長 門川大作

1 協議成立年月日及び協議成立番号

平成21年5月8日 第10002号

平成23年2月14日 変第10002号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市東山区六波羅裏門通東入多門町155番地，同区六波羅南通東入三盛町160番地及び162番地の3，同区六波羅裏門通南二丁目門脇町176番地，同区六波羅裏門通西入門脇町178番地及び179番地，同区六波羅裏門通東入二丁目竹村町149番地並びに同区五条橋東五丁目461番地の1，486番地の1，486番地の3，486番地の6及び486番地の7

3 協議成立した者の住所及び氏名

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

(都市計画局都市景観部開発指導課)